

障害者虐待の例

～ こんな行為が虐待にあたります！ ～

① 身体的虐待



暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。
また、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

例えば…

殴る、蹴る、つねる、縛りつける、不要な薬を飲ませる など

② 性的虐待



本人が同意していない性的な行為やその強要をすること。

例えば…

性交、性器への接触、裸にする、マスを着る、わいせつな話をする、映像を見せる など

③ 心理的虐待



脅したり、侮辱する言葉や態度、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

例えば…

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、意図的に無視する など

④ 放棄・放置（ネグレクト）



食事や排泄、入浴、洗濯など身の辺の世話や介助をせず、身体・精神状態を衰弱させること。

例えば…

食事や水分を十分に与えない、入浴させない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

⑤ 経済的虐待



本人の同意なしに、財産や年金、賞金を使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。

例えば…

年金や賞金を渡さない、勝手に財産や預貯金を処分する、必要な金銭を与えない など

各市町村の障害者虐待相談窓口

（市町村障害者虐待防止センター）



県内のすべての市町村において、
24時間365日対応となっています

市町村	担当課	日 中	夜間・休日
富山市	障害福祉課	076-443-2004	076-443-2004
高岡市	社会福祉課	0766-20-1369	0766-20-1482
魚津市	社会福祉課	0765-23-1005	0765-23-1010
氷見市	福祉介護課	0766-74-8113	0766-74-8100
滑川市	福祉課	076-475-1377	076-475-2111
黒部市	福祉課	0765-54-2111	0765-54-2111
砺波市	社会福祉課 （内藤128）	0763-33-1111	0763-33-1111
小矢部市	社会福祉課	0766-67-8601	0766-67-1760
南砺市	福祉課	0763-23-2009	0763-23-2009
射水市	社会福祉課	0766-51-6626	0766-51-6600
舟橋村	健康福祉課 （内藤65）	076-464-1122	076-464-1121
上市町	福祉課	076-473-9107	076-473-2811
立山町	健康福祉課	076-462-9957	076-462-9088
入善町	保険福祉課	0765-72-1841	0765-72-1100
朝日町	健康課 （内藤143）	0765-83-1100	0765-83-1100

富山県障害者権利擁護センター

TEL 076-444-3959〔平日8:30～17:00〕
TEL 080-8695-3726〔平日17:00～翌朝8:30、土日・
祝日、年末年始（12/29～1/3）〕

FAX 076-444-3494

E-mail ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

（富山県厚生部障害福祉課内）



発行：富山県厚生部障害福祉課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494

2021年2月発行

2025年4月改訂

※このリーフレットは、障害者権利条約で印刷しました。

早期発見・早期対応

障害者虐待はどこでも起きる可能性があります。

しかし、虐待する側や周囲の人がその行為を虐待と気付かなかつたり、障害者自身が何をされているかわからず、自分の思いを十分伝えられないまま傷ついている場合があります。

虐待を防ぐためには、一人ひとりが障害者および障害者虐待のことを理解し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することや、早期に対応することが大切です。

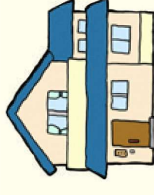
対象となる障害者

障害者虐待防止法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁によって、日常生活や社会生活に制限を受ける人」が対象となっています。障害者手帳を取得していない方も対象となります。

障害者虐待の種類

養護者による虐待

身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待



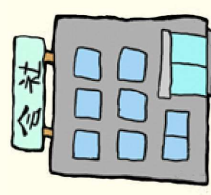
障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働く職員による虐待



使用者による虐待

障害者を雇用する事業主等による虐待



障害者虐待の防止

障害者の尊厳と権利を守る

「障害者虐待防止法」は、障害者への虐待を禁止するとともに、その予防や早期発見のための取り組みなどを定めています。

障害の有無にかかわらず安心して暮らせる社会にするためには、私たち一人ひとりの理解や意識向上が大切です。



障害者虐待が疑われるサイン

虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されていても障害者自らがSOSを訴えられなかったりする場合があります。これらのサインや、類似のサインを見逃さないことが大切です。

〈身体的虐待のサイン〉

- ☐ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももや二の腕の内側、背中などに傷がみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷やあざがある
- ☐ 頭、顔、頭頂などに傷がある
- ☐ お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする



〈性的虐待のサイン〉

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や生殖器からの出血、傷がみられる
- ☐ 生殖器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする



〈心理的虐待のサイン〉

- ☐ かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起す
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる



〈放棄・放置のサイン〉

- ☐ 身体から異臭がする、髪のがれがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常がみられる
- ☐ 部屋から異臭がする、部屋がひどく散らかっている
- ☐ ずっと同じ服を着ている、濡れたままの下着を着ている
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない



〈経済的虐待のサイン〉

- ☐ 働いて賃金を得ているのに、貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ 年金や賃金などがどう管理されているのか本人が知らない



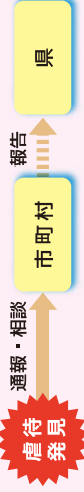
「虐待かもしれない...」と思ったら

すみやかに通報・相談してください

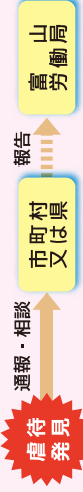
▶ 養護者による虐待



▶ 障害者福祉施設従事者等による虐待



▶ 使用者による虐待



通報時の確認事項

通報や相談の際には、確認のため、次のようなことをお聞きしますので、答えられる範囲でお答えください。

虐待の状況（程度や経過など）、障害者本人の状況（連絡先や心身の状況など）、家族等の状況、障害福祉サービス等の利用状況 など

通報者の情報は守られます！

通報・相談をうける職員には守秘義務が課せられており、通報者や届出者を特定する情報は守られます。匿名の相談であっても受け付けます。また、通報者や施設や職場の職員である場合、通報等理由にした解雇や不当な取扱いが禁止されています。

虐待の通報・届出を受けから

障害者の安全を最優先に考えて対応します。また、障害者虐待においては、障害者だけではなく、虐待を行っている養護者等への支援も行います。

▶ 養護者による虐待の場合

